会　議　録

会議名称	令和８年度　第２回越谷市障害者地域自立支援協議会全体会
日　　時	令和８年１０月１６日（金）１０：００～１１：３０
会　　場	越谷市役所本庁舎８階　第２委員会室
出 席 者	【出席委員】 小田原委員、齊間委員、倉野委員、中山委員、木村委員、長委員、 村澤委員、高橋委員、須永委員、西山委員、愛甲委員、住田委員、 金岡委員、桑原委員、小曽川委員 【欠席委員】 松浦委員、髙森委員、高島委員 【事務局】 （障害福祉課）濱野課長、近藤調整幹、須賀副課長、佐藤副課長、 藤本主幹、対馬主幹、佐野主査、益本主事、石井主事 （こども福祉課）三田寺調整幹、木村調整幹、飯島主幹、梅澤主幹、 野中主幹 （基幹相談支援センター）高橋氏、帯氏、川嶋氏、保田氏
配布資料等	【事前配布資料】 ・次第 ・資料１（専門部会等の活動について） 【当日配布資料】 ・資料２（第８期越谷市障がい福祉計画・第４機越谷市障がい児福祉計画の素案について） ・参加者名簿 ・事務局一覧 ・席次表
会議の内容	**１　開会** **２　議事** **（１）専門部会等の活動について** ①事務局会議 事務局より、資料１に基づき説明を行った。 ・隔月開催であり、６月と８月に開催し、１０月にも開催を予定している。 ・令和８年度第２回会議を令和８年６月１７日に開催した。主に自立支援

	協議会の再編等について協議した。就労関係の専門部会の新規設置に関する協議を含め、複数の専門部会について協議を実施した。 ・令和８年度第３回会議を令和８年８月１９日に開催した。全体会に向けた協議会の各種活動状況について確認するとともに、協議会の再編に向けた協議を引き続き実施した。 ・グループホーム連絡会、知的障がい連絡会を各１回開催し、情報共有等を行った。 【質問、意見等】なし ②日中サービス支援型グループホーム評価会 事務局より、資料１に基づき説明を行った。 ・５月と７月、８月に開催した。 ・令和８年度第１回会議を令和８年５月２１日に開催した。株式会社INNOVEL HEALTHCAREが運営する「グループホームイノベル越谷」が対象である。評価結果や意見等は配布資料の通り。 ・令和８年度第２回会議を令和８年７月１６日に開催した。特定非営利活動法人合が運営する「グループホームあすなろ」が対象である。評価結果や意見等は配布資料の通り。 ・第３回会議については、次回の全体会で報告の予定。 【質問、意見等】なし ④地域生活支援専門部会 順番を前後して、③相談支援専門部会より先に説明が行われた。会長より、資料１に基づき説明を行った。 ・令和８年度第１回会議を令和８年６月２５日に開催した。基幹相談支援センターの評価についての協議を行った。 ・令和８年度第２回会議を令和８年７月３０日に開催した。基幹相談支援センターの管理者を招いて、運営に対する評価を伝達した。 【質問、意見等】 会　長：基幹相談支援センターを運営する４法人は専門性が異なる。東部は知的障がいの方、西部は精神障がいの方、南部は重症心身障がいの方、北部は障がい児の方を主な対象としている法人だが、障がい分野を問わず受託している立場なので、満遍なく対応できるようにしなければならない。差別に関する相談は４法人とも０件だったが、アンケート調査では差別を感じたことがあるという回答も一定数あったので、差別に関する相談を認識してカウント

	できていないか、差別された方が相談窓口をわかっていない可能性もある。８０５０問題に関する相談内容も一定数あったので、今後高齢分野との連携が必要である。 ③相談支援専門部会 部会長より、資料１に基づき説明を行った。 ・訪問看護とのコラボレーションを行ったほか、事業所と今の状況等を報告し合って、グループワークを中心に話し合いを行った。就労選択支援の今の状況や法改正等について話し合った。今後知的障がいの施設の職員とＧＳＶ（グループスーパーヴィジョン）を実施し、地域の中の課題の抽出に努める予定である。 ・新しい事業所が開設されているので、新規事業所のあいさつがあり、今後どのように活動するのかも部会で発表した。 【質問、意見等】なし ⑤精神保健福祉専門部会 事務局より、資料１に基づき説明を行った。 ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括)」について集中的に考える部会である。 ・令和８年度第１回会議を令和８年７月２９日に開催した。今年度から国の広域アドバイザー事業を活用し、医師や福祉の専門職をアドバイザーに迎えて、「にも包括」に関する専門的なアドバイスをいただく機会を得て活動している。 ・昨年度は部会主催の「にも包括」に関する専門職向けの研修を開催したので、今年度も来月の部会で開催に向けた検討を行う予定である。 【質問、意見等】 会　長:「にも包括」については、仕組みとして体制ができるものなのか。 事務局:「にも包括」については説明が難しいが、システムとして地域の精神障がいの方が安心して生活できるように、専門職や地域の団体、市民等がみんなで見守る体制をつくるものである。概念的な部分が大きく、何か具体的な取組をするというものではないことはわかってきたので、精神障がいの方が安心して暮らせる地域づくりを考えながら部会としてやっていきたい。 ⑥障がい児支援専門部会 部会長より、資料１に基づき説明を行った。 ・令和８年度第１回会議を令和８年７月８日に開催した。市内の放課後等

	デイサービス事業所と児童発達支援事業所を対象に実施したアンケート調査の結果報告を行った。 ・医療的ケア児、強度行動障害のある子ども、不登校の子どもへの対応は、専門スタッフの不足や安全面での問題、関係機関との連携が難しく、事業所での受け入れが困難であることがわかった。 ・地域課題としては、短期入所を利用できる事業所の不足や児童虐待を伴うケースについては、関係機関との連携の難しさが指摘されている。 ・今回の調査結果から抽出された課題に対して、必要があればワーキンググループの発足も検討している。 ・障がい児支援ロードマップ作成に向けた具体的な検討を行った。事務局からＡＩ作成の３つの素案をもとに、部会員に提案があった。部会員で素案に関する意見交換を行い、掲載内容や配布対象、情報量等を検討している。今年度中の完成を目指している。 【質問、意見等】 会　長：アンケート調査結果では、いずれの事業所も人手不足、資金不足で運営が大変だと書いているが、実態としてそうなのか。私の認識とは異なっている。人手不足だと人件費が下がるので資金はあるのではないか。 事務局：あくまでも部会で行ったアンケート調査結果になるので、会長の把握とは異なるかもしれない。専門人材の確保については、みなさん課題として挙げており、それがアンケート調査結果から見える現状だと把握している。 会　長：人の問題は児童分野に限らず福祉業界全体の課題である。 **（２）第８期越谷市障がい福祉計画・第４期越谷市障がい児福祉計画の素案について** 事務局より、資料２に基づき第１章、第２章の説明を行った。 ・障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、福祉サービスの提供体制の確保等の事項を定める計画である。 ・第１章の計画の基本的な考え方については、現行計画の考え方を踏襲している。基本理念は第６次障害者計画と同じである。 ・第２章の計画の成果目標については、国の基本指針や県の考え方に基づき、令和１１年度を目標年度として設定している。就労選択支援事業所の設置、児童発達支援センターの４つの中核機能、障がい児等への伴走的な相談支援体制、のぞまないセルフプランの件数、障害福祉サービス等情報制度における公表率及び更新率等の目標を新たに追加した。 【質問、意見等】

	委　員：相談支援専門員研修等の実施については、県から２か月に１回くらいメールで連絡があるが、場所的に相談支援専門員が１日外に出る時間は取れない。会場がさいたま新都心等だと参加が難しい。事業所を一人でやっているので、一日外に出ると電話が頻繁に来ても取ることができない。市内で研修等を実施できると参加しやすい。 委　員：入所施設から地域生活への移行者数６％、１１人というのは目標としてはすごいと思う。ヘルパーの確保は大変だが、重度訪問介護の時間数が非常に伸びているので、知らないところで人材が確保されて実績として伸びているのだと思う。そのあたりは、実感と数字が乖離していて興味深い。 会　長：８ページに地域移行の目標値１１人とあるが、その下に地域生活への移行希望者に対しとあり、利用者の意見を尊重した上での地域移行と書かれているのは良いと思う。国の目標は何人移行させるという目標値しか書いていないが、希望を尊重するのであれば、そもそも目標値はいらないのではないかと思う。入所施設も生活の場の一つの選択肢であり、入所施設は地域ではないという誤解を招く表現になっているので、生活の場の支援といった表現になるのではないか。希望者に対して支援するのに目標値があるのはおかしいのではないか。 委　員：障がい児支援について、それほど更新は多くないが、７ページの国の基本指針の基本的事項には、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備がある。家族も非常に悩んでおり、受け入れている事業所でも指導の仕方がわからない。非常に困難を抱えている児童への支援体制がこれから求められてくる。何回も担当者会議をやる機会があるが、どのように家庭の困難に向き合って援助していくのかは見えない状況であり、今後検討していきたい。 委　員：１０～１１ページの福祉施設から一般就労への移行等については、まず何倍という目標ありきでやっているのは良いが、具体的に何をどうやっていくのか。同じことをやっていても同じような人数にしかならない。ハローワークでもそれぞれ目標値を立てているが、施設利用者の一般就労への移行だけでなく、いろいろな枠組みで目標達成に向けて取り組んでいる。福祉施設から一般就労への移行については、どのように取組を変えることでその人数を達成していくのか。 事務局：昨年１０月から就労選択支援という新しい障害福祉サービスが始まった。就労選択支援は、障がい者本人の希望や就労能力や適性にあった選択を支援するものとなっている。そのため、現在、就

	労継続支援Ａ型やＢ型に通われている方も、就労選択支援を利用することで一般就労に繋がる方もいると考える。 委　員：９ページの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のところで、心のサポーター数とＫ６による住民のこころの状態の把握が新規の目標となっているが、心のサポーターというのは養成講座などを開いてサポーターに任命するようなものなのか、Ｋ６とは何か教えていただきたい。こちらの２点について、現状として何か取組があるのか、あるいは今後取り組む予定があるのか。 事務局：心のサポーターとは、精神障がいなど心に課題を抱えた方を市民同士で見守るサポーターを言い、認知症サポーター制度と類似したものである。Ｋ６はセルフチェックシートのようなもので、チェック項目を点数化し、合計点が高いほど心に課題を抱えていることになる。本市としては、国や県から具体的な数値目標や取組みについて示されていないため、現状の取組としては載せていない。心のサポーターについても成果目標には載せないが、こころのサポーター養成研修の開催については本市でも検討している。 委　員：精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、国の基本指針に数字が出ている中で、越谷市としてはどのようなことができるのか。今はまだ具体的なシステムというより概念、理念としてどのように広めていくかという話を部会の方ではしている状況である。国からこのような数字が出ているので、いずれ越谷市でも数字を考えることになるのか。 委　員：その子の特性に合わせて、かなり疲弊している家庭が増えており、相談も最近は増えている。医療的ケア児の相談も就学に向けて少しずつ増えている。組織的支援や連携が大切であると強く感じている。学校現場の先生方にも理解を進めていかなければならないと実感している。 委　員：特別支援学校の学校現場にいるので、福祉施設から一般就労への移行等について興味深く拝見した。国としてこのような指針があって、それに則ってやっているということを理解できた。学校現場にいると、就労した後、福祉施設に行った後どのような経路をたどっているのかがわからないので、このように定められているのだとわかった。数値目標に則ってやっていくことも大事だが、本人にどれだけのニーズがあって就労しているのか、就労後にどのような幸福度、満足度があるのかも具体的に知ることができるともっと良い。 委　員：医療的ケア児については、分科会の設置も検討しているが、医療的ケアが必要な方については、卒業後や親亡き後も見据えると非

	常に幅広い実態がある。そのため支援の幅も広く、個別支援が可能な体制について具体的に記載するのはなかなか難しい。医療的ケア分科会の設置に関しても、一人ひとりの生活を見据えて、障がい児・者の生活、親亡き後のことも見据えて体制を構築していくことが望ましい。精神障がいの定義には高次脳機能障がいも含まれると書かれているが、国の基本指針の中には高次脳機能障がいの方への支援についての記載はあるのか。基本指針からは読み取れないので、県や市の独自のサポートの必要性はあるのか。 事務局：高次脳機能障がいについては、国の基本指針には新たに入っている。ただ、都道府県レベルでは高次脳機能障がいの方への支援が入っているが、市町村は入っていないため、今回の素案には入れていない。 事務局：市町村独自のサポートとしては、本市ではホームページで高次脳機能障がいの方の相談窓口として、心の健康支援室や基幹相談支援センターで相談を受けている。 委　員：精神障がいに発達障がいや高次脳機能障がいを含むという記載があるので、記載する必要があるのではないか。 委　員：実際私が体験している中では、とにかく人手不足が心配である。障がいを細かく分けて、きめ細かく対応するのは良いが、地域のどの場面でも人手不足を感じ、他の方からも話を聞く。この会議で対応できるかどうかはわからないが、どのように人手不足を解消するか、あるいはそれを補う方法を考えなければいけない。 委　員：９ページの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムのところで、基本指針には精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数の目標があるが、再入院したりするということか。わからないので説明していただきたい。 事務局：お見込の通りである。再入院までの期間と考えていただいて良い。 委　員：退院後、再発してもう一回入院することが多いからか。 事務局：精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムでは、ずっと地域で暮らすことが良いということではなく、病院で専門的な治療を受ける期間、地域で暮らす期間、どちらもあるという考え方があり、できるだけ地域で暮らす期間を長くするということであり、病院で暮らす期間をなくすということではないので、このようなものを載せている。 委　員：一般就労への移行については、障がい者の雇用ビジネスの問題もあり、この計画とは別だと思うが、受け入れ側への対応や精査が今後どうなるのか疑問に思っている。就労選択支援については、市内に二つの事業所があるが、８２，０００人というのは単純に２で割っても１年間に１事業所で４１，０００人ということであ

	り、数字が大きすぎるのではないか。事業所が増えるかどうかもわからないが、この数字の実現はかなり難しい。 事務局：８２，０００人は国の目標値であり、埼玉県から具体的な数値はまだ示されていない。越谷市としては、活動指標で就労選択支援の今後の見込量を明示している。 委　員：１７ページの障害福祉サービス等の質の向上のところで、障害福祉サービス等情報制度の公表率及び更新率を１００％にするとあるが、公表率や更新率は具体的にどのような形で公表していて、何％くらいになっているのか。 事務局：令和８年８月末の公表率は約６４％であり、１００％にするためには、事業所に年１回周知するなど更新を促す働きかけの手法を考えていく必要がある。 副会長：１４ページの地域生活支援の充実に緊急時のことが書かれているが、具体的に計画の中にどのような場合と記載することができないのはわかるが、市が想定する緊急時と、利用者や家庭の緊急時には捉え方に乖離があるように思う。そうしたところは、我々の日々の取組等で対応して埋めていくしかないのか。何かもう少しわかりやすい、身近に感じる表記にできないか検討していただきたい。 委　員：地域生活支援拠点と拠点コーディネーターとは何か。今、越谷市にあるのか。 事務局：地域生活支援拠点等には大きく分けて５つの仕組みがあり、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的な人材の確保・養成、地域の体制づくりである。障がい者の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、障がい者の方が地域で引き続き生活できるように、地域全体で支えていくための仕組みづくりである。越谷市では、市内の各事業所に５つのうちいずれかの機能を担っていただき、市内の事業所が協力しながら支援体制を整備する多機能拠点整備型という形で整備を行っている。拠点コーディネーターというのは、緊急時の受け入れ・対応や体験の機会・場の提供の際、例えば親が突然病気で倒れたときなどに、緊急時の受け入れ事業所につないだりする機能が必要であり、その際のコーディネート役を担っている。本市の場合、基幹相談支援センターが中心となって担っている。 委　員：そのようなケースがあった際に、どこが子どもを受け入れるのかがわからなくて困ったことがあった。そういうときは基幹相談支援センターに相談すれば良いということか。 事務局：お見込の通りである。例えば緊急の受け入れが必要になった際には、基幹相談支援センターに相談していただきたい。

	会　長：10 月 13 日に地域生活支援拠点の説明会があった。当初年２回くらいという予定だったと思うが、今後あるのか。 事務局：前回は障害福祉サービスの事業所を対象に開催したので、障害児通所支援事業所向けの説明会も今後開催したいと考えている。 会　長：地域生活支援拠点の登録事業所数を増やすための説明会なので、障害福祉サービス事業所に案内されたということである。今後利用する立場の方への説明会も行う必要があるのではないか。１５ページの相談支援体制のところで、のぞまないセルフプランの件数を０件にするとあるが、それには実数を把握しなければならない。現時点でどのように把握するか決まっているのか。 事務局：障害福祉サービスを利用したい利用者はサービス利用計画を作成する必要があり、利用者自身で作成するものをセルフプランといい、相談支援専門員が作成するものは含まない。望まないセルフプランというのは、相談支援専門員に作成してほしいが、事業所側が受けられず、利用者自身で作成せざるを得ない場合に作成したものを指す。実績については、運用的にセルフプランを希望する場合には利用者に同意をもらう形式をとっているので、０件と算定している。 事務局より、資料２に基づき第３章、第４章の説明を行った。 ・第３章には、障害福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策を記載している。見込量は令和６、７年度の実績値と令和８年度の実績見込から算定している。 ・現行計画からの変更点や新規項目としては、２５ページの就労選択支援の見込量に人日分を追加したこと、３２ページの精神障がい者の地域生活移行に係るサービスに短期入所を追加したこと、33 ページに心のサポーター養成研修を追加したこと、３８ページの居宅訪問型児童発達支援に見込量を設定したこと、４３ページの障害福祉人材の確保・定着を追加したいこと、４９ページの成年後見制度利用支援事業の見込量の単位を報酬助成件数に変更したこと、５６ページの専門性の高い意思疎通支援に係る事業のところに、失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業を追加したことである。 ・３６ページの放課後等デイサービスについては、国から総量規制の対象に指定されたが、事業所の調査を実施したところ、多くの事業所で利用定員の充足率が高く、今後も利用者数の増加が続くことが予想されるため、次期計画では総量規制について具体的な内容は盛り込まず、供給サービス量の状況によって実施する可能性がある旨を記載した。 ・第４章の計画の実現に向けてについては、現行計画を踏襲した。

【質問、意見等】

会　長：総量規制は国から指定されたという説明だったが、国から降りてくるものなのか。県などが決めるものではないのか。

事務局：８月に国から示されたものである。人口に対する利用率の多い市町村上位２５％が対象であり、必ず実施しなければならないというものではなく、あくまでも要請である。供給する事業所数等は考慮されていない。市町村が供給量を確認した上で、供給量の方が多い場合に発動できるが、それにあてはまらなければ実施されないことになる。

会　長：最終決定は、中核市なので市がするということか。

事務局：市が判断するということである。

委　員：総量規制については、放課後等デイサービスの提供量は現在見込量を下回っているのか、上回っているのか。

事務局：事業所に調査を行い、少なくとも現状ではどこの事業所も定員に対する利用者数の割合が高く、空き状況が少ない。今後も利用者数の増加が見込まれるので、正確な把握はこれからになるが、現状では供給量の方が上回るとまでは判断できない。

委　員：実施することがあるということだが、越谷市では実施しないことがもう少し続くという感じか。

事務局：そのような可能性もあるということである。

委　員：人日分とは何か。

事務局：２６ページの下に注意書きがあるが、「月間の利用人数」×「１人１か月あたりの利用日数」である。

（３）その他

事務局より、次回は令和９年２月に開催予定である旨の説明を行った。

３ 閉 会